

日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について		緊急	
すまいの相談窓口	P60	母子緊急一時保護事業	P60
かながわ外国人すまいサポートセンター	P18		
新たに住居の確保をしたい			
公営住宅等住居		保証人がいない	
市営住宅	P60	居住支援制度	P60
県営住宅	P60	金銭面等に不安がある	
母子生活支援施設	P14	住居確保給付金	P61
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P26

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業	P46	家事援助サービス(シルバー人材センター)	P62
-----------------	-----	----------------------	-----

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業(生活支援講習会)	P62		
------------------------------	-----	--	--

4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい

メルマガ・SNS ホームページ	かわさき子育てアプリ カナ・カモミール	P62
--------------------	------------------------	-----

5 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会((一財)川崎市母子寡婦福祉協議会)	シングルマザーのためのセミナー&交流会 (川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21))	P63
------------------------	---	-----

6 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧(P64)を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。



1 住まいのこと

(1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口 【開所時間】 8:30～12:00、13:00～17:00
【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【所在地】 川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内2階窓口
【問合せ】 044-244-7590

イ：かながわ外国人すまいサポートセンター (再掲) (外国人の方) P18 参照

(2) 公営住宅

ア：市営住宅 市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。20歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅 ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居スケジュール等のご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当
045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする18歳未満の子どもと母親を母子生活支援施設に保護します。また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係、
各地区健康福祉ステーション地区支援担当

(4) 母子生活支援施設

(再掲) P14 参照

(5) 居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。↗

利用できる方

ひとり親世帯（市内在住で、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方）

その他要件

- ① 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ② 自立した生活ができる方
- ③ 原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【利用料等】

2年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の35%を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。
また、2年間の特約付火災保険に加入していただきます。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局宅整備推進課 044-200-2997

（6）住居確保給付金

離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

利用できる方

- ① 申請時、離職・廃業後2年以内（要件に当てはまる場合は最大4年以内）または、給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
- ② 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方
- ③ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。
 - 単身世帯：8.4万円に家賃額（5.37万円が上限）を加算した額
 - 3人世帯：17.2万円に家賃額（6.98万円が上限）を加算した額
 - 2人世帯：13.0万円に家賃額（6.4万円が上限）を加算した額
 - 4人世帯以上はお問い合わせください。
- ④ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。
 - 単身世帯：50.4万円
 - 2人世帯：78万円
 - 3人世帯以上：100万円
- ⑤ 公共職業安定所等へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑥ 住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方（賃貸住宅に入居している方）
- ⑦ 自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※詳細はお問い合わせください。

【相談・申請】 だいJOBセンター 044-245-5120

（7）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

（再掲）P26 参照

2 家事に関すること

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(再掲) P46 参照

(2) 家事援助サービス(シルバー人材センター)

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

3 生活支援講座に関すること

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライブ事業(生活支援講習会)

養育費やヨガ、ボディーワークなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライブ
044-733-1166

4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい

(1) メルマガ・SNS

ひとり親家庭の方に役立つ様々な支援施策や情報を随時配信しています。ぜひご登録ください。

【問合せ】
子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室
家庭支援担当 044-200-2672

【メルマガ】
ひとり親家庭応援メルマガ

川崎市 ひとり親 メルマガ 検索

【Twitter】
川崎市ひとり親家庭
応援ツイッター



【LINE】
川崎市ひとり親
家庭支援



(2) ホームページ

ア：川崎市ホームページ(子育て応援ナビ)

川崎市の子育て情報が満載のホームページです。ひとり親家庭の方向けのページも展開しています。↑

川崎市 子育て応援ナビ

検索

イ：母子・父子福祉センターサン・ライヴ ホームページ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援するため、生活・就業支援の情報等を掲載しています。

川崎市母子・父子福祉センター

検索

(3) かわさき子育てアプリ

市公式のスマートフォン向けアプリ「かわさき子育てアプリ」で子育てに関わる情報を発信しています。

二次元コードの読み取りのできない方は、「App Store」、「Google play」で「かわさき子育てアプリ」と検索し、ダウンロードすることもできます。

【iPhone】



【Android】



(4) カナ・カモミール

神奈川県内のひとり親家庭を対象として行政やNPO等の支援情報を提供するひとり親家庭を支える総合支援情報サイトです。

神奈川県 カナ・カモミール

検索

5 シングルマザーの仲間づくり

(1) つくし会 ((一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会)

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称です。市内9地区の福祉会で構成され、母子家庭や寡婦の方々の自立促進と生活の安定、福祉の増進のために活動をしている団体です。

会員同士の交流が盛んで、交流会や親子レクリエーションなど年間を通してさまざまなイベントを企画しています。

- 【入会方法】
- 入会申込書と会費(800円)を添えて、直接事務局へ申込み
 - 入会申込書と会費(切手84円×10枚)を添えて、事務局へ郵送で申込み
 - お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員(お問い合わせください。)へ申込み

【問合せ】 (一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(2) シングルマザーのためのセミナー&交流会

(川崎市男女共同参画センター(すくらむ21))

現在シングルマザーの方、またはこれからシングルマザーになろうとする方を対象に仕事のこと、子どものこと、時間やお金のことなどの悩みの解決に役立つ情報提供をセミナーにて行い、その後、参加者同士が情報交換をできる交流会を行います。(保育付)

【問合せ】 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) 044-813-0808